

静岡県告示第215号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成28年静岡県告示第980号の中遠広域都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用される同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年3月16日

静岡県知事 川勝平太

- 1 施行者の名称
袋井市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中遠広域都市計画道路事業 3・4・42号 諸井山の手線
- 3 事業施行期間
平成28年11月8日から令和5年3月31日まで
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし